

被保険者各位

キオクシア健康保険組合
理事長 沖代 恭太



組合規約の一部変更について

当健康保険組合の規約につきましては、令和5年2月 9 日開催の第6回組合会で議決され、関厚発
0302 第 11 号「健康保険組合規約変更認可書」(令和 5 年 3 月 2 日)をもって、下記のとおり一部変更
いたしましたので、お知らせします。

記

新条文	旧条文
(設立事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。	(設立事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
名 称 キオクシア株式会社	名 称 キオクシア株式会社
所 在 地 東京都港区	所 在 地 東京都港区
(省略)	(省略)
キオクシア岩手労働組合	キオクシア岩手労働組合
岩手県北上市	岩手県北上市
<u>キオクシアエンジニアリング</u> <u>株式会社</u>	
<u>愛知県名古屋市</u>	
附 則 (施行期日) この規約は、令和5年4月1日から施行する。	

以 上